

## 外

## 外国人就労者の現状、課題と心の病を考える

平成28年度  
在日日系人のための生活相談員セミナー開催



全国各地より集まった参加者で賑わう会場

当協会は去る1月23日、JICA横浜にて「平成28年度在日日系人のための生活相談員セミナー」を実施した。都道府県・市町村の外国人相談窓口担当者等が、在住する外国人の就労や生活についての最新事情や専門知識を共有することにより、相談業務のスキルアップを図ることを目的に毎年開催しているもので、今回は全国各地から64名が参加した。

午前中、ブラジル・サンパウロで日本への就労を希望する日系人への情報提供を行う国外就労者情報援護センター(CIATE)の二宮正人理事長(サンパウロ大学教授)が「日系就労者の今後と提言～日系三世・四世の意識調査から～」と題する基調講演を行った。

冒頭、日本で就労する日系人子弟の教育問題が依然として大きな課題であると述べた二宮教授は、少数ではあるものの日本の大学を卒業し、日本企業に就職して活躍する日系人子弟も出てきている事例を紹介しつつ、かつてブラジルに渡った日本人移住者の多くが子弟の教育を第一に考えてきたからこそ、現在ありとあらゆる分野で日系人が活躍しているとし、家族単位で日本に働きに来るケースが増えている現在、子どもの教育について国や制度に対しとやかかいう前に、まず親としての責任を認識すべきだとの考えを示した。

また、現状では日系三世までに限られている活動に制限のない「定住」等の在留資格に関して、働き盛りの世代はすでに三世以降、四世の時代に突入していることに言及。昨年CIATEが実施した三世、四世に対する意識調査の結果から、現在も多くが日本への就労を希望していることや、日本の何に関心を持っているのか等について、データを示して説明した。また、そもそも日系人に与えられた在留資格は日系人自らが求めて実現したものではなく、80年代の日本の労働力不足を補う目的で始まった経緯にも触れ、今後、四

世以降にも同様の在留資格を与えて欲しいという動きが益々大きくなっていくだろうと結んだ。

午後の講義では、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課の田中秀幸課長補佐が、外国人労働者をめぐる最近の動向等について説明した後、横浜市の寿町で外国人労働者や日雇い労働者等の診療を行っている心療内科の土屋洋子医師が、移住者が陥りやすいメンタルヘルスの危険因子について説明した。

土屋医師は、今後定住外国人が格差社会の底辺に固定化されてしまうことを懸念していると話し、日本人が得意とされる「おもてなし」だが、外国人住民が増える中で今後必要となるのは、表面上のもてなしだけではなく、人と人との心を通わせた「お付き合い」ではないかと問いかけた。そして、海外に限らず国内であっても、誰もが何かしらの移住体験(新しい環境での異文化体験)を持っている、とした上で、相談業務の担当者には、「自身の移住体験に照らし合わせた対応をしてほしい、相談者のWANTS(表面上の要求)だけでなく、NEEDS(本当に求めていること)を聞き出すような対応を心がけてもらえたら」と話した。

最後に、29年前にブラジルから来日し、現在は岐阜県西濃県事務所で相談員を務める日系二世の佐藤エリーザさんが、自身や親族のデカセギ体験と、日系人労働者子弟の抱える問題点、近年増加傾向にある心の相談、DV相談の事例を紹介した。

その後行われた質疑応答では、長期にわたって継続している相談について、どこにゴールを設定すればいいのかわからない、というケースや、診療



質疑応答・左よりCIATE二宮理事長、厚労省田中外国人雇用対策課長補佐、土屋医師、佐藤相談員

所や相談窓口に通りに着く人たちはまだいいが、そこまで通りに着けない人たちもたくさんいるという実情、また、心の病については本人がそれを自覚していないためにアドバイスができないケースとその対応について等も紹介され、参加者は熱心に聞き入っていた。

セミナー終了後、日本行政書士会連合会の協力による無料相談会が行われた。

# 日

## 日系研修「食を通じた日系団体婦人部活性化」コース

# 本文化の継承と地域社会の活性化を目指して

当協会がJICA(国際協力機構)に提案し、実施した日系研修「食を通じた日系団体婦人部活性化」コースは、ブラジル、アルゼンチン、ボリビアから計7名の研修員が参加し、このたび1カ月にわたる研修を終えて、2月9日に研修報告会及び閉講式が行われた。

中南米の日系社会では、各地に設立された日本人会や日本語学校、農協などが日系社会や地域社会の発展のために大きな役割を担ってきた。しかし、それらを陰で支えてきたのが、各組織内に存在する婦人部である。婦人部は、地域における日本文化の継承や高齢者対応など、多様な場面で活躍しているが、日本料理を提供することでイベントを盛り上げたり、組織のための資金集めをしたりすることも重要な役割となっている。

そこで本研修では、特に食を通じて婦人部を活性化させることにより、和食という日本文化の継承に寄与し、地域社会の発展に貢献することを目指して、日本国内における地域団体や女性グループを視察し、地域活性化のヒントになる手法を学んだ。

報告会は、7名の研修員を1艘の船に乗った七福神になぞらえて紹介するなど、和気あいあいとした雰囲気の中で随所にユーモアが見られる和やかな会で、「懐石料理」「和菓子」「特産品とアイデア商品」「ラッピング」「NPO」などテーマごとに担当を割り振って発表を行った。

日本料理や和菓子には、食べて味わうだけでなく、目で見て楽しむ工夫がされていること、また、そのために食材や色彩、食器などで季節感を演出していること。ラッピングには、受け取る相手のことを考えて、細やかな心配りの気持ちが込められていること。NPO団体の活動には、失敗しても諦めず

一步一步進んだ末によりやく今の姿があること…などなど、研修員にとっては、どれも新鮮で印象深く、また時には感動的であったようだ。



おやき作り体験の様子

研修報告をする研修員たちは、内面的な成長も見せた。これまで婦人部に所属するごく平凡な一会員と思っていた自分が、この1カ月の経験で「やればできるんだ」と実感し、人前に立って話をする事ができるようになり、また、習得した知識・技術を他人に教える自信がついたという。

帰国後は、覚えた料理を他の婦人部メンバーや青年層に広め、組織の交流を深めて活動を発展させたい、ラベルや容器を工夫して他商品との差別化を図りたい、新たな加工品を開発して資金作りの一助にしたいなど、様々な計画や希望が語られた。

研修員一人ひとりがそれぞれの夢に一步步近づき、その活動の過程として婦人部・地域社会の発展に寄与することを期待する。2013年に「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されたが、日本料理は世界各地のレストランやシェフだけが広めているものではない。地域に根ざし地道に活動を続ける日系団体婦人部が、周囲の人々を想う心を込め、日本文化の一環として継承していることを我々は忘れてはならない。

# 日

## 2016年度JICA 日系社会次世代育成研修(中学生招へいプログラム)第2陣 系人としての自覚、仲間との友情を深めた1カ月間



移住学習の時間。ブラジルの歴史についてボードに書く熊本昂さん

北中南米地域の日本語学校で日本語を学ぶ12歳から15歳の子どもたちを日本へ招へいする「JICA日系社会次世代育成研修(中学生招へいプログラム)」。1月11日に来日した第2陣(アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、パラグアイ、ペルーより合計36人)が、約1カ月間の本邦滞在を終えて2月8日に帰国した。

この研修は、日本の文化、習慣、最新技術や日本人海外移住の歴史を学ぶほか、公立中学校への体験入学、一般家庭でのホームステイ等、日本での様々な体験を通じて自分たちのルーツを知り、日系人としてのアイデンティティをより強化することを目的に、当協会がJICAより受託・実施しているもの。

今回ブラジルから参加した熊本昂さん(14歳)は、サンパウロ州にあるアリアンサ移住地の野球チームでキャプテンとし

て活躍しており、将来は日本のプロ野球選手になるのが夢だという。ホームステイでお世話になったホストファミリーの勤める中学校では、野球部の練習に参加させてもらった。先輩が後輩を思いやり、後輩は先輩を尊重することで互いに学びあう姿に刺激と感銘を受けたと話した。

ペルーから参加した高島マリアさん(15歳)は、曾祖父母が日本からペルーへ移住した当時の時代背景や、ペルーに渡って経験したであろう苦労を今回の研修の移住学習ではじめて知ったという。日系人である自分を改めて感じ、誇りに思うと同時に、これからは「日系人」として世界中の人々との絆を深めていきたいと決意を新たにしていた。

ボリビアから参加した仲村将太さん(14歳)は、今回の研修を通じて、日本の事だけでなく他の国の日系人の事も知ることができたのが大きな収穫だったという。

今回がはじめての海外、はじめての日本滞在という者も少なくなく、期待と同じだけ不安も抱えて来日したであろう研修員たち。国は違っても「日系人」という絆で繋がった仲間との間に友情が芽生えたことも、かけがえのない経験となったようだ。帰国の際、ひとまわりもふたまわりも成長し、自信をつけた表情が印象的だった。

在日  
ニッケイ人は  
今...

## 「2016年度外国人集住都市会議とよはし」と 「平成28年度外国人の受入れと社会統合のための 国際ワークショップ」に参加して

海外日系人協会 専務理事 椿 秀洋

この1カ月の間に「2016年度外国人集住都市会議とよはし」(1月31日)と「平成28年度外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」(3月1日)が相次いで開催され、双方の行事に出席した。

### 外国人庁の設置を提言

外国人集住都市会議には22市1町が会員として、また2市がオブザーバーとして参加しているが、今回は7市の市長と内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省の官僚が参加して、「多様性を活かしたまちづくり・外国人住民も活躍する社会を目指して」をテーマに掲げ、伊東祐郎東京外国語大学教授の「これからの日本語教育:外国人児童生徒が将来活躍するために」と題した基調講演の後、2部構成のパネルディスカッションが行われた。会議の案内では300名を募集していたが、主催者発表では400名の参加があり、ロワジールホテル豊橋の会場は熱気に包まれていた。

会場後方には各都市や居住外国人支援NPO等の展示スペースが設けられており、実に様々な取り組みが行われていることが一目瞭然であった。

会議では長野で介護士として活躍している中国人女性と名古屋で教師として活躍しているブラジル人男性の活動紹介があり、パネルディスカッションでは7市の市長よりそれぞれの市の紹介と外国人居住者の現状や対策についての説明があった。米国でトランプ大統領が就任して旬日を経たばかりであり、注目を浴びていた同大統領の移民政策や7カ国からの入国禁止措置を一樣に批判していたこと、外国人集住都市会議が結成されて足かけ17年になるにも拘わらず居住外国人への日本語教育が一貫して課題になっていること、会議の最後に発表された「豊橋宣言」で外国人庁の設置を求めたことが印象的だった。

会議が目指した「参加者がそれぞれこれからの多文化共生のあり方について考える機会を提供する」という所期の目的は達したと思われるが、残念だったのは会場の参加者との質疑応答が行われなかったことである。参加者にとっては聴くだけに終わったので次回は各パネルディスカッションの最後には是非質疑応答の機会を設けて欲しいと思った。

(会議の詳細はHP参照)

<http://www.shujutoshi.jp/2016/index.html>

### 日本での生活に適応、活躍する外国人

「平成28年度 外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」は外務省と国際移住機関(IOM)の共催、東京都と自治体国際化協会の後援の下、青山の東京ウィメンズ・プラザで開催された。本年度のテーマは「多文化共生社会に向けて—外国

人女性の生活と活躍を中心に」。園浦外務副大臣の開会の辞、スウィングIOM事務局長の基調講演、鄭美愛韓国国民大学教授と写真家シザ・バカニ氏のプレゼンテーションの後、それぞれ3名のパネリストの参加を得て、「外国人女性の生活と共生社会」「外国人女性の活躍に向けて」の2つのパネルディスカッションが行われた。

スウィング事務局長は、世界の移民のトレンドと課題に触れた上で、外国に移住する人にとっては移住先の文化や習慣を学びながら良き市民として適応していくことが大事であると訴え、パネルディスカッションの第1セッションは東京、大阪、京都で外国人居住者に対する支援を行っているNPOの活動とそれぞれが抱える課題の紹介、第2セッションは日本語も不自由で慣れない日本での生活に適応しながら、福祉事業、外資系企業、区議会議員として活躍している中国人、ブラジル人、ボリビア人(帰化日本人)の女性が、自らの体験を紹介した。

質疑応答の際に、参加していた米国人女性が、日本政府の移民政策について知りたくて遠方から参加したのに何ら言及がないと抗議しこれに同調する声が上がった。これはワークショップの趣旨を良く知らずに参加したのが主な理由であろうが、会場が暫時緊張感に包まれた。これに対しては外務省能化正樹領事局長が改めて丁寧にワークショップの趣旨説明を行い、質問者も納得して鎮まった。

外国人集住都市会議でも課題として取り上げられていたが、ワークショップでも外国人居住者にとっては日本語教育・習得が最大の課題として取り上げられていた。第2セッションではその課題を乗り越えて現在の活動に至る経験がそれぞれのパネリストから紹介されたが、並大抵の苦勞ではなかったこと、凄まじいばかりの前向きの精神力に圧倒される思いがした。

質疑応答の際に「あなた方は恵まれている。自分とはクラスが違うと感じる」と怨嗟にも似た質問があった。これに対して横浜市で福祉事業連合会のコーディネーターとして活躍している中国出身の福山満子氏が「決して恵まれてなんかいません。私は英語もできなかったので高校進学を諦めました。学歴は中卒です。でも、泣くことは止めました。一度しかない人生だから明るく前向きに生きると決めたのです。そして一生懸命働いて今日を切り開いてきました」と語って大きな拍手を浴びたが、同氏の姿勢には感動すら覚えた。

いずれにしても、1カ月の間に同様に「多文化共生」をテーマに掲げる会議とワークショップの2つの会合に参加して、日本に居住する外国人が直面している問題や課題について学ぶ機会を得たことは、海外及び国内の日系人が抱える問題や課題について考え、理解を深める上で非常に参考になったことを記しておきたい。

## 成果上げた三、四世の意識調査

### 長引く景気後退とリアル高に就労者は？

日本の皆さんいかがお過ごしでしょうか。ブラジルではサマータイムとカーニバルが終了し、いよいよ夏も終わりです。どこか浮ついた日々が終わって、学校に仕事にすべてが本格的に動き始めました。

#### CIATEの1年を振り返る

いよいよ今年度も終わりということで、今回はCIATEのこの1年間の活動を振り返ってみたいと思います。

まずは4月からです。CIATEでは毎年4月に総会を行っています。昨年4月の総会では県連の理事の交代に伴ってCIATEの理事を交代する件についての承認を受け、新たな県連理事がCIATEの理事として就任しました。4月には2回に渡って巡回CIATEを開催し、大変な盛況でした。5月には文協ビルで開催された「文化祭り」の機会を利用して日系三世、四世などの新しい世代の日系人意識調査のためのワークショップを開催しました。続いて6月には合同研修会を開催しました。小職が日本での就労を考えている方に向けて講演を行うと同時に、昭栄奨学金奨学生の皆さんに日本での経験を紹介していただきました。

7月にはCIATEとしてサンパウロで開催される世界最大の「日本祭り」にブースを出展しました。この際にも、折り紙や日本語体験イベントに平行して、「文化祭り」の際に行ったのと同様のアンケート調査を実施しました。8月は2回目の合同研修会を実施しました。小職が日本の伝統や習慣について話をし、CIATEの日本語教室の講師であるジョゼ先生が漢字についての話をしました。9月には1年を通してCIATE最大のイベントであるコラボラドーレス会議を実施しました。意識調査の成果も発表し、例年にも増して多くの方に参加していただいて非常に盛り上がりました。

10月には3回目の合同研修会を実施しました。「日本祭り」のときに「カエルブ

プロジェクト」の皆さんが組紐体験を行いました。小職がその歴史について話しました。11月には3回目の巡回CIATEを実施しました。このときはリベロンプレットという街で日本のブラジル人就労者について話をしました。また、コラボラドーレス会議に参加していただいたブラジル外務省のルイザ公使がCIATEを訪問して、

在日ブラジル人子弟の教育問題についての事情を聴取しました。在サンパウロ日本国総領事館の出張相談会に日程を合わせてサンジョゼ・リオプレットでCIATEの相談会も同時開催しました。12月は日本語をテーマにしたワークショップを実施しました。そして、1月と2月に連続して合同研修会を実施しました。1月は日本の就職活動をテーマに、2月は起業をテーマにしました。3月にも合同研修会を行います。

#### 四世以降の在留資格に配慮を

昨年から今年にかけての1年間で非常に大きな動きがありました。CIATEで意識調査を行ったのと並行し、日系各団体が四世以降にも定住ビザの解禁を求める要望書を日本政府に提出しました。コラボラドーレス会議での意識調査の結果は反響が大変大きく、日系人大会でも四世以降の在留資格に配慮を求める大会宣言が採択されました。また、2月にはこの件について安倍総理が非常に前向きな国会答弁をされました。

#### 新たな動きと今後の見通し

日伯間の人の動きにも変化がありました。昨年はリーマンショック後で初めて在



森田朗社会保障・人口問題研究所所長(中央)の講演会で。筆者(右)と共催したJETROサンパウロ事務所の禮田栄一氏(左)

留ブラジル人の人数が統計上もプラスに転じました。以前は日本企業からの引き合いは多いものの、ブラジルからの就労希望者がさほど多くないという話を聞いていましたが、ブラジルで統計を取り始めて以来、最長の景気後退が続いていることもあって、最近では就労希望者がかなり増えているような状況です。

ここ数年、出雲市などではブラジル人就労者が急速に増えているようですが、こうした自治体には対応が十分でない地域もあると思われます。そのため、新たな社会問題が生じないように、その動向を見守っていく必要があります。

こういった状況が今後も継続するのかわかるとは、なかなか見通しが難しい問題です。ここ数カ月で急にリアルが上昇し、円との関係でいうと20%程度値上がりしています。これはブラジルの就労者にとって、日本での就労の魅力が低下するということの意味します。これが就労者の動向にどのように影響してくるのか、現時点でははっきりしません。

次年度はCIATEにとって25周年の節目の年になります。これから就労に向かわれる方の相談に十分にお応えできるように、しっかりと日伯の動向を見守っていきたいと思います。

Sistema de Registro Familiar  
e conta bancária do falecido

## 戸籍制度と死亡した者の銀行口座

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 日系人相談センター

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)  
14:00～17:30

■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語

■電話番号 045-211-1788

**Q** Trabalho em uma entidade bancária, onde muitos estrangeiros tem conta corrente. Recentemente houve caso em que o funcionário da estação de trem local, teve que abrir o guarda volume (coin locker), por motivo de ter ultrapassado o nº de dias em que pode ser deixado o volume guardado. O funcionário acionou a polícia, por ter encontrado todos os documentos pessoais, com a caderneta e o carimbo bancário, de um senhor brasileiro. A polícia foi até o apartamento da pessoa e encontrou o corpo morto, e foi comprovado que o mesmo havia se suicidado.

Segundo a polícia, o mesmo tem somente um sobrinho aqui no Japão, onde entraram em contato para que o mesmo fizesse o reconhecimento do corpo, e para que entrasse em contato com a família que vive no Brasil. Passando esta fase, entramos em contato com o sobrinho, para que o mesmo informasse aos familiares a existência da conta corrente, e que seria necessário, alguém da família estar presente ou então nomear um representante, para que fosse feito o inventário e partilha da herança.

Segundo este sobrinho o falecido se casou 2 vezes e deixou 5 filhos, hoje todos maiores de idade. A pergunta é a seguinte: no Brasil existe algum documento como o "koseki touhon" onde consta o histórico familiar (nascimento, casamento, divórcio, filhos, etc). Se negativo, como saber quem são os herdeiros legais do falecido? Fomos informados que o falecido deixou 5 filhos, 3 com a primeira e 2 com a segunda esposa, e me parece que os filhos do primeiro casamento não tem contato com os meio-irmãos. Segundo nos foi informado, o filho mais velho já entrou com um advogado no Brasil para realizar os trâmites necessários.

**A** No Brasil não há o "Sistema de Registro Familiar", onde consta o histórico da família.

A criança ao nascer recebe o seu registro de nascimento, com dados essenciais de nascença, nome dos pais e nome do avós paterno e materno.

No Brasil, para se dar entrada em um inventário e posteriormente a partilha de herança, há a necessidade de nomear um advogado. A partilha de herança é feito entre os herdeiros legais (não difere muito muito da legislação japonesa). Para aqueles que convive em união estável, neste caso, a companheira mesmo não sendo casados legitimamente, tem o direito a uma parte da herança, desde que atenda as exigências necessárias, e como direito seria somente no que cabe aos bens adquiridos por ambos, após a união.

Quanto aos 5 filhos, para a comprovação de familiaridade há necessidade da certidão de nascimento de cada um, a certidão de divórcio com a 1ª esposa e algum documento que possa comprovar que vivia em união estável com a 2ª esposa. Quanto a saber da existência de outros filhos além dos cinco, se houver, e os mesmos, ou então, uma terceira pessoa não se pronunciar através de advogado, não há como saber da existência de outros filhos legítimos ou ilegítimos.

**相談** 私は多くの外国人が普通口座を持っている銀行で働いています。最近、預り期限の切れたコインロッカーを駅員が開けざるを得ない事例が発生しました。駅員は、ブラジル人の身分証明証、銀行通帳が入った個人文書を発見したので、これを警察に通報しました。警察官がこの人物のアパートに出向いたところ、遺体を発見し、自殺を図ったことが確認されました。警察によれば、この男性には日本に甥がいることがわかり、この甥が遺体の確認とブラジル在住の親族への連絡を行いました。その後、この甥からブラジルにいる親族に対し、普通預金通帳が残されていること、また、遺産目録の作成や遺産相続を行なうため親族の誰かあるいは代理人が当地に来ることが必要なことを伝えてもらいました。

甥によれば、死亡した人物は二度結婚しており、すでに成人になった5人の子供がいるとのことでした。

質問は次の通りです。ブラジルには(生年月日、婚姻、離婚、子供など)家族の歴史を証する日本でいう戸籍謄本のような文書はありますか。もし無いとすれば死者の法定相続人は誰なのかどうやって知ることができますか。亡くなった男性は最初の妻との間に3人、後の妻との間に2人、計5人の子供を設けています。最初の妻の子供は異母兄弟とは全くコンタクトが無いようです。報告によれば、最年長の子供が必要な手続きを行うため弁護士と相談し始めたとのことでした。

**回答** ブラジルには家族の歴史を証する戸籍謄本のようなものはありません。生まれた子供は両親の名前、父方及び母方の祖父母の名前など出生に関する必要事項を記した出生証明書を持ちます。ブラジルでは、遺産目録の作成や遺産分割のためには弁護士を指名する必要があります。遺産分割は法定相続人の間で行います(日本の法律と余り違いはありません)。安定した内縁関係にあった場合には、当該女性(あるいは男性)は、例え法律的に結婚していなくとも、必要な条件を満たせば遺産の一部に相続権を有します。ただその権利は、内縁関係に入った以降に両者が取得した財産に限定されます。

5人の子供については、家族関係を証明するため、各人の出生証明書、最初の妻との離婚証明書、二番目の妻と安定した内縁関係にあったことを確認できる何らかの文書が必要になります。5人以外の子供の存否については、本人あるいは第三者が弁護士を通じてその旨の表明をしない限り嫡出子、非嫡出子を問わずその存在を知る方法はありません。

## 企画展示

「広島から世界へ一移住の歴史と日系人の暮らし」開催!

JICA横浜 海外移住資料館



JICA横浜 海外移住資料館では現在、広島移民に焦点を当てた企画展示「広島から世界へ一移住の歴史と日系人の暮らし」を開催している。

同県は100年以上前から多くの海外移住者を輩出した全国第一位の移民県。最初はいわゆる出稼ぎを目的として海外へ渡航する人たちが主流だったが、時の経過とともに定住者となる人も増えていった。現在でも、ハワイやアメリカ大陸には28の広島県人会が存在し(2016年8月現在)、母県との交流を行っている。

本展示では広島市が所蔵する貴重な標本資料や写真を使って広島移民の歴史とともに日系人の暮らしの様子を紹介している。初日にはオープニングイベントも開催され、テープカットのほか、広島物産展やお好み焼き試食会、ジャズ歌手・上西千波氏のミニ・リサイタルなど大いににぎわった。展示期間中の4月22日(土)には、「パラグアイの魅力」をテーマにパラグアイ日本人会連合会会長、前原弘道氏が公開講座を開催するほか、5月13日(土)には「ハワイ移民の源流 広島県」として、仁保島村ハワイ移民資料館の川崎

# 日系社会 Topics

壽館長が官約移民について公開講座を開催する。同展示は5月28日(日)まで。

## 大泉・ブラジリアンプラザ内に 障害者施設「エスペランサ大泉」

オープン

群馬県邑楽郡大泉町のブラジリアンプラザ内に3月1日、障害者施設「エスペランサ大泉」がオープンした。「放課後等デイサービス」と「児童発達支援」を柱に、主に南米にルーツを持つ障害のある子ども、発達に特性のある子どもが通所する福祉サービスで、ポルトガル語、スペイン語と日本語が話せる指導員が常駐している。

放課後等デイサービスでは、6歳から18歳までを対象に、放課後や長期休暇に生活能力向上や、社会との交流を促進する活動を提供する。児童発達支援では、未就学の子どもを対象に、生活の自立支援を行っている。

運営にあたっているのは、NPO法人交流ネット。同法人は2014年から三重県四日市市で障害者施設「エスペランサ四日市」を運営しており、事業所としてのノウハウを蓄積してきた。

ブラジリアンプラザ館長で当協会の岡野護理事によると、日本人の50人にひとりには何らかの障害があるといわれており、これは、日本で暮らす外国人も例外ではないという。むしろ、両親が異文化社会で感じるストレスから育児放棄となるケース等

もあり、子どもに影響を与えている可能性は大きいという。

大泉町では、人口の17.27%が外国籍。過去1年の統計によると、日本人町民の数は減少傾向にあるが外国人は転入・出産で増加しており、群馬県下35市町村で唯一人口が増加している。定住外国人の存在が町の活性化に役立っている一方で、福祉に関しては日本人向けの施設も不足している現状で、外国籍の子どもの受け入れ先はない。

滞日期間が長くなったとはいえ、まだまだ日本語会話能力のないブラジル人、ペルー人住民は多いが、エスペランサ大泉では、ポルトガル語、スペイン語を話せる指導員を配置することで、こうしたニーズに応えている。

今後は、年内に大人も対象にした障害者の日中一時支援と生活介護の事業所を増設する予定だという。

### 本の紹介

#### 「勝ち組」異聞

#### ブラジル日系移民の戦後70年



深沢正雪著

(ニッケイ新聞社編)

無明舎出版 1800円+税

ISBN978-4-89544-624-2

戦後70年が経過した今

もなお、ブラジル日系社会

に深いトラウマとして刻み込まれている「勝ち組負け組み抗争」。

本書は、これまで語られてきた「勝ち組=狂信的なテロリスト集団」「負け組み=被害者」という図式と偏見を捨て、双方の重要人物や殺害された遺族を取材し、この抗争を改めて客観的に見直すことで、「移民とは」「ナショナリズムとは」を真摯に問い直したルポタージュである。

NIKKEI NO.32  
Network  
海外日系人協会だより  
2017 MAR.

発行/(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 JICA横浜2F  
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781  
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/椿 秀洋

## Health and Life Insurance for foreigners in Japan

### 短期滞在・日本在住の外国人向け医療・生命保険

- ✿ VIVA MED-S (Life and Health coverage)  
医療保険(100%保障)+生命保険
- ✿ VIVA MED-30  
医療保険(30%保障)+生命保険
- ✿ 3ヶ月以内の短期滞在者向けの保険

- ✿ 外国人留学生向け保険
- ✿ 外国人技能実習生向け保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**

TEL: **046-265-6685**

Visit **www.vivavida.net**



少額短期保険会社  
(株)ビバビダメディカルライフ  
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD  
関東財務局長(少額短期保険)第51号

